

【 手術 】

879 脳動脈瘤手術クリップの算定について

《令和8年9月30日》

○ 取扱い

一時的な周囲血管の血流遮断時に使用した脳動脈瘤手術クリップの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

脳動脈瘤手術クリップ^{※1}は、厚生労働省通知^{※2}に「脳動脈瘤クリッピングを実施する際に、脳動脈瘤頸部又は周囲血管をクリッピングするために使用するクリップであること。」と示され、脳動脈瘤流入血管クリッピングなどで頭蓋内にクリップが永久的に留置される材料である。一方、脳血流遮断用クリップ^{※3}は、厚生労働省通知^{※2}に「脳血管吻合術又は脳動脈瘤クリッピング術を実施する際に、一時的な周囲血管の血流遮断を目的に使用するクリップであること。」と示され、脳血管の一時遮断を行う場合に使用する材料である。

脳動脈瘤手術クリップの厚生労働省通知^{※4}には、「脳動脈瘤手術クリップは、一時的な周囲血管の血流遮断を目的に使用した場合には算定できない。」と示され、一時的脳血流遮断時に使用するクリップは脳血流遮断用クリップを使用することとなる。

以上のことから、一時的な周囲血管の血流遮断時に使用した脳動脈瘤手術クリップの算定は、原則として認められないと判断した。

(※1) 脳動脈瘤手術クリップ（標準型：17,500円、特殊型：20,200円）

(※2) 特定保険医療材料の定義について

(※3) 脳血流遮断用クリップ（7,450円）

(※4) 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について